

第201800310942号

平成31年2月18日

一般社団法人鳥取県建設業協会会長
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長
一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長
一般社団法人鳥取県電業協会会長
一般社団法人鳥取県警備業協会会長
部落解放鳥取県企業連合会理事長
鳥取県技能士会連合会長

様

鳥取県県土整備部長
(公印省略)

再生クラッシャーランの供給不足への対応について（送付）

このことについて、平成30年7月豪雨等の災害復旧工事による急激な需要の増加に伴い、再生クラッシャーランの供給の不足が生じております。ついては、この状況に対し別紙のとおり対応することとしたので、御承知いただくとともに貴団体会員への周知をお願いします。

（担当：技術企画課技術調査担当 椎木、河村 電話 0857-26-7410）

再生クラッシャーランの不足への対応について

1 趣旨

クラッシャーランについては、鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領（平成14年6月25日県土整備部長通知。以下「要領」という。）により、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合には、原則再生材を使用することとしているが、平成30年7月豪雨及び台風24号等の災害復旧工事で急激な需要の増加に伴い、再生材の供給に不足が生じている。このため、再生クラッシャーランの使用について、当面の間、以下により対応することとする。

2 適用範囲

この対応方針は、鳥取県県土整備部発注の全ての工事に適用する。

3 再生クラッシャーランの供給不足への対応

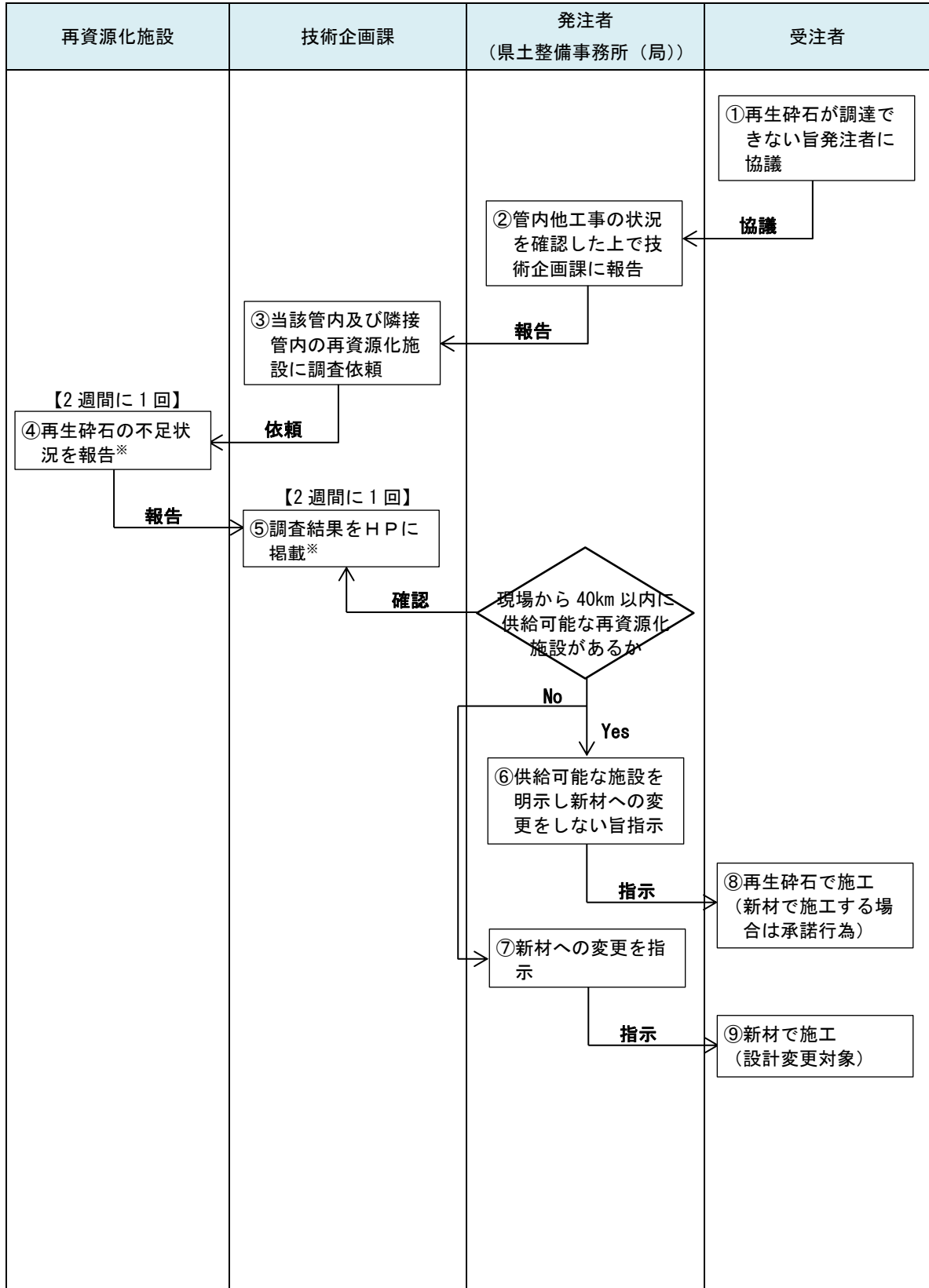
(1) 再生クラッシャーランの不足状況の調査

- ・各県土整備事務所（局）は、受注者からの協議等により再生クラッシャーランの不足が確認された場合は、技術企画課に報告する。
- ・技術企画課は、報告のあった県土整備事務所（局）の発注工事で利用する範囲（当該管内及び隣接する管内）の再資源化施設に依頼し、再生クラッシャーランの供給の可否を2週間に1回の頻度で調査し、調査結果を県土整備部技術企画課ホームページに公表する。（<https://www.pref.tottori.lg.jp/283029.htm>）
- ・当該調査及び調査結果の公表は、再生クラッシャーランの供給不足状況が改善するまでの間、継続して実施するものとする。
- ・なお、取引先を特定の会社に限定する再資源化施設の供給の可否は、供給不可として取り扱うこととする。

(2) 再生クラッシャーランの不足に伴う新材への設計変更

- ・再生クラッシャーランの不足に伴い受注者から新材への変更協議があった場合には、発注者において、上記（1）の技術企画課の調査結果で工事現場から40kmの範囲内に供給可能な再資源化施設が無いことを確認し、新材に設計変更できるものとする。
- ・要領にある「再資源化施設側から書面により供給の確保が出来ない旨の回答」の協議書への添付は不要とする。
- ・受注者においても、受注者が再生クラッシャーランの購入を予定する再資源化施設に、必ず現場毎に供給の可否を確認するものとし、安易に新材を使用しないこと。
- ・なお、新材が不足する場合には技術企画課に別途協議すること。

再生クラッシャーランの不足への対応フロー



※ ④～⑤については、再生砕石の供給不足状況が改善するまでの間、継続して実施する。